

江府町有マイクロバスとワゴン車（ハイエース）の管理及び使用に関する規程

平成29年 9月 1日
訓令第 24 号

（目的）

第1条 この規程は、江府町有マイクロバスとワゴン車（ハイエース）（以下「マイクロバス等」という。）の適正な管理と効率的な運営を図ることを目的とする。

（管理運行）

第2条 マイクロバス等の管理及び運行は、江府町役場総務課で行う。

（使用の範囲）

第3条 マイクロバス等は、次の各号にいずれかに該当した場合に限り使用することができる。（5）、（6）、（7）号に該当した場合は使用者が必要経費（燃料費・駐車場代・高速料金）を負担する。

- （1）国・県・町及び町の関係団体が主催する行事に住民が参加する場合。
- （2）社会福祉活動団体で、社会福祉等の目的に住民が参加する研修の場合。
- （3）議会及び各種行政委員会等が研修等の委員が参加する場合。
- （4）小中学校が、学校活動（部活動も含む）に沿った行事に参加する場合。
- （5）国・県等他の公共団体から使用の要請があった場合。
- （6）集落内の団体が視察研修の目的で使用する場合。ただし、使用回数は集落で年1回までとする。
- （7）町の関係団体及び社会福祉活動団体等が視察研修の目的で使用する場合。
- （8）前各号に定める場合のほか、町長が特に必要と認めた場合。

（使用の制限）

第4条 前条の各号に該当する場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- （1）使用距離が、片道150kmを超える場合。
- （2）運転手が確保できず支障がある場合。
- （3）宿泊が伴う場合。

（使用の申込）

第5条 マイクロバス等を使用しようとする場合は、マイクロバス等使用申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- （1）使用申込書は、使用日の120日前から受け付ける。
- （2）江府町有マイクロバス等使用申込書は、使用日20日前までに提出しなければならない。但し、使用申込書の届け出順に受け付ける。
- （3）使用の許可を受けたものが使用の内容を変更しようとするときは、速やかにその内容を町長に届出をし、許可を受けなければならない。
- （4）使用者は、緊急の場合を除き、使用中に使用計画を変更することができない。

(利用時間)

第6条 このマイクロバス等の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日、国民の休日及び12月30日から1月4日までは使用しない。

ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(運転の義務)

第7条 運転手は、常に車輛の整備点検を行い、運転行務に携わるときは、安全運転に努めなければならない。また、使用者にシートベルトの着用指導を行わなければならない。

(使用者の義務)

第8条 マイクロバス等の使用者は、使用にあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用責任者は、不慮の事故が起きないように団体の行動に常に注意すること。
- (2) 使用者は、車中で運転業務に支障をきたす行動をしてはならない。

(運行記録)

第9条 マイクロバス等の利用等に関し、次の諸帳簿を備えるものとする。

- (1) 運行日誌及び管理記録簿
- (2) その他必要な帳簿

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年 9月 8日から施行する。

この規定は、平成29年 9月 1日から施行する。